

第4章 都市づくりの方針

1. 活発な交流と秩序ある土地利用を誘導する都市づくり

(土地利用方針、交通体系整備方針、市街地整備方針、交流拠点整備方針)

(1) 基本方針

人と環境にやさしい、コンパクトで秩序ある土地利用を誘導することを基本に、住む・働く・遊ぶ・交流するなどの各種都市機能の整備・誘導とこれらを支える交通ネットワークの形成を図り、賑わいのある都市づくりを進めます。

(2) 都市整備の方針

① 土地利用方針

美しい自然環境の保全を図りつつ、都市としての活力の維持・向上や安心して快適に暮らせる都市づくりを進めるため、適正な土地利用の規制・誘導と都市環境の整備・改善に努めます。

[居住ゾーン]

- ・今後一層の進展が予想される高齢化や地震、豪雨などの災害に対する安全意識の高まり、地球規模で深刻化する環境問題などに対応するため、コンパクトに形成されている現在の市街地を中心として、歩いて暮らせる安全で安心できる居住環境の形成を目指します。
- ・小千谷西部土地地区画整理地区など居住基盤が整備された地区をはじめ、市街地内の住居系用途地域未利用地への宅地化を促進するとともに、まちづくりやまちなみ形成に関する地域のルールづくりを検討しながら、良好な居住環境の形成に努めます。
- ・工業・流通業務としての拠点形成が計画されていた桜町土地地区画整理地区は、西小千谷環状線（国道 117 号）や小千谷 IC、総合体育館、サンラックおぢやなどに隣接する利便性の高さから住宅地としての土地利用が進展しており、工業地からの転換を図り、居住環境の維持と宅地化の促進に努めます。
- ・片貝市街地の(主)長岡片貝小千谷線沿道では、片貝地域からの人口流出の抑制と地域コミュニティの維持・増進を図るため、新たな住宅市街地の形成に努めます。
- ・東小千谷市街地では、既存の市街地環境の維持・改善を図りつつ、東小千谷土地地区画整理事業の廃止に合わせて用途地域を一部変更・除外します。また、用途地域除外後における無秩序な開発の抑制や生活環境の向上に向けたまちづくりのあり方について、地域住民の意識高揚を図りながら検討していきます。

[商業ゾーン]

- ・本町一帯の中心市街地は、高齢者などの生活環境にやさしく、歩いて暮らせるまちを形成する観点からも重要な場所であり、商店街と連携しながら店舗の魅力向上や空き店舗対策などを検討し、活性化を図ります。
- ・特に、小千谷総合病院の統合移転に伴う跡地については、地域の活性化を図るための有効活用のあり方を検討します。
- ・また、居住環境の充実や楽しみながら歩ける歩行者空間の整備、まちなみの緑化・修景を図るとともに、サンプラザなどの交流機能や信濃川・茶郷川の水辺を活かしながら、買い物だけでなく、訪れることが楽しくなるような「都市の顔」づくりを進めます。
- ・東小千谷市街地や片貝市街地における既存商業地は、身近な買い物だけでなく地域コミュニティの中心としても重要な役割を担っており、市街地環境の整備・改善を検討しながら、地域生活の拠点となる近隣商業地の形成を図ります。

[沿道サービスゾーン]

- ・本市の広域的な幹線道路であり、小千谷市街地の外郭を構成する国道 117 号の沿道では、中心市街地との機能分担に配慮しつつ適正な土地利用の誘導を図り、自動車利用による利便性を高めます。

[工業ゾーン]

- ・千谷、第一及び西部の各工業団地をはじめとする既存の工業地では、周辺環境との調和に配慮しながら今後とも工業地としての環境の維持や機能充実に努めます。
- ・また、関越自動車道長岡南越路スマートインターチェンジの開設による交通アクセスの向上を活かし、さらなる産業振興を図るため新たな企業用地の整備を検討します。
- ・田園地域などにおける既存の工業集積地については、周辺の田園及び集落環境との調和に配慮しつつ、今後とも工業地としての維持・向上に努めます。

[市街地隣接地における適正な土地利用の誘導]

- ・国道 117 号や(主)長岡片貝小千谷線の沿道など、既存の市街地に隣接し交通利便性の高い地区においては、虫食いの宅地開発を抑制するとともに、将来的な宅地需要や事業計画等に基づきながら、適正かつ計画的な土地利用の形成を図ります。

[田園・集落ゾーン、森林ゾーン]

- ・市街地の周辺に広がる田園・集落ゾーンでは、優良な農地の保全を図るとともに、開発が行われる場合には、田園景観に調和するよう緑化措置など景観的配慮を誘導します。
- ・田園・集落ゾーンを取り囲む森林ゾーンでは、緑豊かな自然環境を保全するとともに、レクリエーション活動、グリーンツーリズムの場などとしての活用を図ります。
- ・山本山の裾野に位置するおぢやクラインガルテンふれあいの里は、田舎暮らし体験を通じた地域の魅力を発信し、農村地域の定住に繋がるような交流事業を展開していきます。

②交通体系整備方針

広域幹線道路を骨格として、放射・環状に幹線道路を配置し、交流や連携の基盤となる道路ネットワークを形成するとともに、主要な都市拠点などを結ぶバス網や歩行者空間のネットワークを形成し、総合的な交通体系の確立を図ります。

[道路ネットワーク（幹線道路）]

- ・長岡市をはじめ、周辺市との交流と連携を促進するため、国道17号、国道117号、国道291号、国道351号、国道403号、(主)長岡片貝小千谷線、(主)小千谷十日町津南線など幹線道路網の未改良区間の早期整備を促進します。
- ・西小千谷、東小千谷、片貝の各市街地及びその周辺の農山村地域との連携強化を図るため、地域間を結ぶ路線の充実に努めます。
- ・市街地では、通過交通の流入を抑制しつつ、中心市街地へアクセスしやすい放射環状型の道路網の形成を図るため、都市計画道路の未整備区間の整備を段階的に推進します。
- ・また、医療拠点などの新たな土地利用の形成に際しては、周辺道路の整備状況や交通量などを勘案しながら、アクセスの安全性確保と円滑な交通の処理を図ります。

[道路ネットワーク（生活道路）]

- ・市街地内では、幹線道路網にアクセスしやすい生活道路網を形成し、消雪パイプや流雪溝の整備など冬期間でも快適に利用できる道路環境の整備に努め、地域住民の日常生活利便性の向上を図ります。
- ・このほか、農山村地域における道路網の維持管理・補修に努めるとともに、老朽化する橋梁の長寿命化を図ります。
- ・東小千谷市街地では、東小千谷土地区画整理事業の廃止に合わせて都市計画道路網の見直し（一部路線の廃止）を行います。

[公共交通ネットワーク（鉄道）]

- ・鉄道駅へのアクセス性の向上、通勤通学時間帯における増発を関係機関に要望するなど、鉄道の利便性を高め鉄道利用の促進に努めます。
- ・道路ネットワークとの結節拠点となる小千谷駅については、駐車場の充実に努めます。

[公共交通ネットワーク（バス）]

- ・既存のバス路線を維持するとともに、主要拠点や多くの市民が利用する公共公益施設を結ぶ循環バスの運行など、事業者とも連携しながらバスネットワークの強化に努めます。
- ・また、山間地域など公共交通の空白地帯では、コミュニティバスや乗合タクシーを配置し、高齢者などの移動制約者に対して日常的な移動手段の確保に努めます。

[歩行者・自転車ネットワーク]

- ・誰もが安全で安心して歩いて暮らせるまちを形成するため、歩行者・自転車空間の整備・充実に努めます。
- ・特に市街地では、主要拠点や日常生活の中心となる公共公益施設などへの安全な移動を

確保するため、電線類の地中化やバリアフリー化などに努めます。

- ・また、信濃川沿いをはじめとする水辺空間など本市固有の資源を活かしながら、楽しく散策することができる環境づくりを目指します。

③市街地整備方針

美しい自然環境と調和する持続可能な土地利用と良好な市街地環境の形成を図るため、今後の市街地整備にあたっては、環境や景観面への影響について特に配慮します。

また、厳しい財政状況にある中で、公共投資の重要性や整備効果を勘案しながら、「選択と集中」の考えに基づいて効果的な市街地整備に取り組みます。

[都市基盤の整備]

- ・人口減少や産業活動の停滞などに伴い行財政が逼迫する中で質の高い市街地環境を形成するため、民間活力の活用を検討します。
- ・国道 117 号の沿道などの交通利便性の高い地区においては、適正な土地利用形成を誘導します。
- ・新たな企業用地の整備に際しては、騒音や振動、排気・排水処理などの環境面のほか、周辺の道路網に与える交通負荷などにも配慮しながら適切な位置を選定するとともに、緑地協定などを活用しながら緑豊かな工業地の形成に努めます。
- ・街なみ環境整備事業が行われた日吉地区では、今後とも良好な住環境の維持に努めます。
- ・東小千谷土地区画整理事業については、周辺環境や社会経済情勢の変化などに伴い事業が廃止となった中で、地域住民に都市計画による建築制限などの負担がかかっていることから、都市計画（土地区画整理事業、用途地域、都市計画道路）の廃止・変更を行います。

[地域の実情に応じた道路網の整備]

- ・都市間の連携強化や円滑な交通の処理などを図るため、都市計画道路網の未整備区間の整備促進に努めます。
- ・東小千谷市街地では、地域の骨格的な生活道路・防災軸となる(都)東栄元中子線の整備を促進します。
- ・長期間にわたって整備未着手となっている都市計画道路については、「新潟県都市計画道路見直しガイドライン」に基づく評価・検証を行い、見直しを検討します。
- ・病院統合により新たに形成される医療拠点については、アクセス道路整備の必要性を検討します。
- ・山間地域においては、災害に強い道路網の確保に努めるとともに、「1.5 車線の道路整備ガイドライン（新潟県）」などを参考に、地域の実情に応じた効率の良い道路整備に努めます。

④交流拠点整備方針

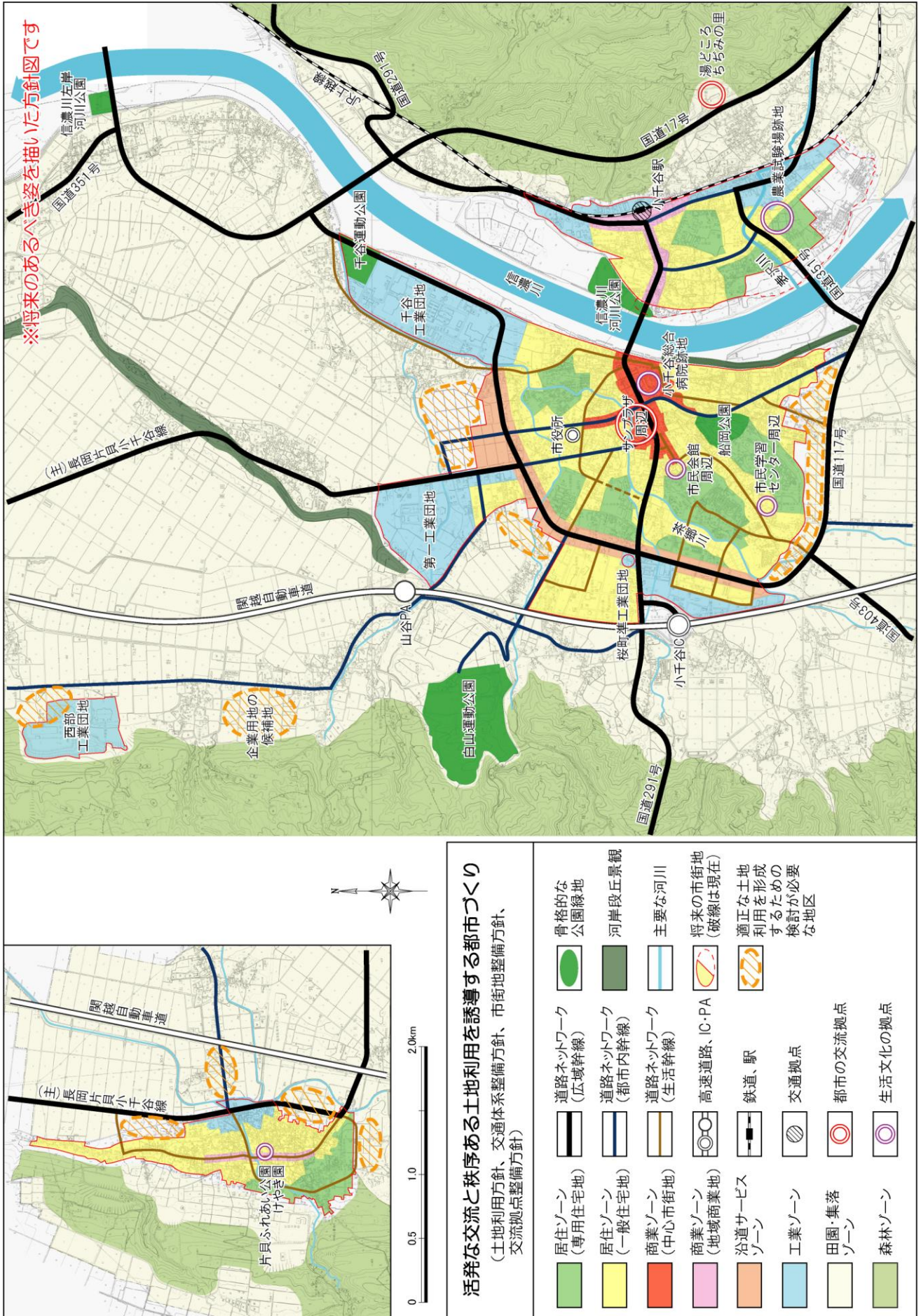
市民が気軽に集い都市内外の活発な交流が行える、賑わいのある都市づくりを進める拠点の形成を推進します。

[都市の交流拠点]

- ・ サンプラザ及び錦鯉の里周辺は、商店街との連携や茶郷川の水辺空間など一体となって、魅力ある歩行者空間や質の高い都市景観の創出、賑わいや交流の創出などを図り、都市の顔となるような魅力ある拠点づくりを進めます。
- ・ 湯どころちぢみの里では、豊かな自然や伝統文化など本市の魅力をPRするとともに、市内外の住民の交流の場として積極的な活用を進めます。
- ・ 本市の景観的シンボルでもある山本山では、優れた自然環境を活かした環境学習や自然体験、グリーンツーリズムなどの活動拠点づくりを進めるとともに、おぢやクラインガルテンふれあいの里については、田舎暮らし体験を通じた地域の魅力をPRし利用促進を図ります。

[生活文化の拠点]

- ・ 農業試験場跡地は、災害時における防災拠点などとして機能する公園の整備を図ります。
- ・ 市民会館周辺及び市民学習センター周辺は、市民の文化活動の拠点として、既存施設の機能充実を図ります。
- ・ 統合病院の建設にあたっては都市環境を形成するため、用途地域の指定を検討します。
- ・ また、これに伴う小千谷総合病院の跡地については、地域の活性化を図るための有効活用のあり方を検討します。
- ・ 片貝ふれあい公園けやき園は、佐藤邸の歴史的環境を含めて適切に維持・管理するとともに、片貝地域における文化・交流の拠点として活用を図ります。
- ・ このほか、多くの市民が利用する公共施設や公共性の高い施設などについても、地域住民の交流やコミュニティ活動の場、災害時における避難所など地域における重要な施設として、機能更新を図ります。



2. 豊かな自然と調和する安全で快適な都市づくり

(公園緑地整備方針、環境保全方針、防災・防犯方針、福祉環境整備方針)

(1) 基本方針

四季を彩る郷土の豊かな自然と調和し、安全で快適な都市環境を創出することを基本に、市街地では身近な緑の創出や都市防災の強化に努め、田園地域や森林地域では水と緑を保全し、安心して暮らせるうるおいのある都市づくりを進めます。

(2) 都市整備の方針

① 公園緑地整備方針

豊かな自然にふれあえる緑の空間として、市街地では身近な公園緑地の整備に努めるとともに、森林地域では優れた自然環境の保全・活用を進めます。さらに、信濃川などの水辺を活かした水と緑の軸を骨格に、緑のネットワークを形成します。

[緑の拠点（都市公園等）]

- ・身近な遊び場や防災空間などとして、市街地を中心に都市公園等の計画的な配置やまちかどを利用したポケットパークなどの整備を図るとともに、農山村地域においても身近な広場空間の確保に努めます。
- ・船岡公園は、市街地のシンボルとして充実を図ります。
- ・白山運動公園をはじめとする運動公園は、市民の健康増進やスポーツ振興を図る拠点として整備水準の向上を図ります。総合体育館についても、隣接する市民プールと合わせて、屋内スポーツ施設の利用促進を図ります。
- ・農業試験場跡地は、災害時における防災拠点などとして機能する公園の整備を図ります。
- ・片貝ふれあい公園けやき園は、佐藤邸の歴史的価値を含めて適切に維持・管理するとともに、片貝地域における文化・交流の拠点として活用を図ります。

[緑の拠点（自然系レクリエーション空間）]

- ・長岡東山山本山県立自然公園の良好な自然環境を保全しつつ、自然体験や自然学習、グリーンツーリズムなど、自然とふれあうことができる場としての活用を図ります。

[水と緑の軸（緑のネットワーク）]

- ・大河信濃川の河川空間を活用した公園や遊歩道により、水と緑のネットワークを形成します。
- ・茶郷川の早期改修や表沢川の整備促進と併せて、防災性や安全性に配慮した河川整備に努めるよう県に要望します。
- ・主要な公園緑地や都市拠点、公共公益施設などをネットワークする歩行者・自転車空間の整備を図り、バリアフリー化を促進するとともに、緑化や修景に取り組み、うるおいのある空間づくりに努めます。

②環境保全方針

良好な自然環境の保全を図るとともに、環境負荷の軽減や生態系の維持などに配慮し、豊かな自然と共生する安全で快適な都市づくり、自然にやさしい環境づくりを推進します。

[環境の保全]

- ・信濃川の河岸段丘は、本市の地形的・景観的特徴の一つとして、その環境保全に努めるとともに、市民の身近なウォーキングロードとしての利用や地域住民の散歩道として利用を促進し、市民の意識啓発に努めます。
- ・田園地域では、食糧生産の場としてだけでなく、ふるさとの原風景となる景観の形成、生態系の維持、雨水の貯水機能としての田んぼダムなど、農地が有する機能を再評価しながら、農地を適切に保全します。
- ・森林地域においても、大気の浄化や水源かん養、保健休養などの森林が有する多面的機能を維持・再生し、また、郷土の森としての自然景観を守るため、森林資源の適切な維持管理・保全に努めます。
- ・また、河川や田園、森林へのごみ捨てや不法投棄に対する対策を行うとともに、地域住民との協働のもとに美化活動を推進します。
- ・工業団地などの一団の工業地においては、周辺の居住環境に対する騒音などの公害の軽減や田園・森林環境の保全を図るため、積極的な緑化を誘導します。

[環境負荷の軽減]

- ・ごみの減量化や再資源化を推進するとともに、衛生センター清流園や時水清掃工場、クリーンスポット大原（最終処分場・リサイクルプラザ）の適正な維持管理、効率化を図ります。
- ・コンパクトで環境負荷の小さい持続可能な都市づくりを目指すため、都市機能の郊外部への拡散の抑制に努めるとともに、自動車利用を中心とした生活スタイルから、可能なかぎり徒歩や自転車あるいは、鉄道やバスなどの公共交通機関を利用した生活スタイルへの転換を促します。

[生態系への配慮]

- ・鳥や小動物、昆虫、魚などの生物の生息環境、植物の生育環境が確保されるよう、森林や田園、里地里山の保全を図り生態系に配慮した環境づくりを推進します。

[下水道の整備]

- ・公共下水道及び農業集落排水の整備は概ね完了しており、今後は管渠等の施設の適切な維持管理と清掃を計画的に実施します。
- ・公共下水道及び農業集落排水事業の計画区域外の地域においては、合併処理浄化槽の普及促進に努めます。

③防災・防犯方針

地震や火災、雪や雨などによる大規模な災害に備えるため、都市の防災機能の強化に努めるとともに、万が一の災害発生に備えた減災対策を推進し、災害に強い安全な都市づくりを進めます。

関係機関と地域住民が連携して、安心して暮らせる地域環境づくりを進めます。

[地震・火災への備え]

- ・耐震基準を満たさない木造住宅の耐震改修を促進するとともに、避難所となる学校や公民館などの公共施設の防災機能の強化を図ります。
- ・防災空間として機能する公園・緑地の整備を進め、特に農業試験場跡地については、地域における防災拠点となる公園としての活用を図ります。
- ・木造家屋の密集地区における火災時の延焼を防止するため、不燃性の高い建築物への改修・改築を促進するとともに、空き地などを利用したオープンスペースの確保を図ります。
- ・災害時における円滑な救援活動と物資輸送等を図るため、幹線道路網の整備を推進します。
- ・山間地域においては、崖地等危険箇所の補強などにより交通遮断の防止に努めます。

[雨への備え]

- ・新潟県と連携し、表沢川や茶郷川の改修を促進するとともに、その他の河川についても、氾濫の危険性や周辺の土地利用状況などを考慮しながら、計画的な改修に努めます。
- ・集中豪雨やゲリラ豪雨など局所的な大雨が増加している中で、河川整備のみによって浸水に備えることは難しいことから、宅地開発時に貯水性をもった排水側溝の整備の推進や、貯水・保水機能を有する水田や森林の維持保全など、総合的な視点から治水対策を進めます。

[雪への備え]

- ・冬期間における円滑な交通を確保するため、消雪パイプや流雪溝の整備、除雪機械の充実などによる道路除雪体制を整備するとともに、「雪みち計画」に基づく歩道除雪の実施、電柱の移設など除雪に適した道路空間の確保に努めます。
- ・雪崩防止施設の設置、公園や河川敷及び空き地などの有効利用による雪処理場の確保、克雪住宅の普及、消融雪装置の整備などにより、雪国生活の改善に努めます。
- ・「おちや風船一揆」や「うきうきしゃっこいまつり（利雪・遊雪・克雪フェア）」など、雪を活かした地域振興を図るとともに、雪冷房など雪をプラスの要素とした利活用について検討を進めます。

[防災体制の強化]

- ・ 防災用資機材の整備充実を図るとともに、消防団や自主防災組織の育成・活動支援を行い、より実践的な防災訓練の実施、各家庭や事業所などにおける平常時からの避難経路の確認、地域における災害時要援護者支援体制の確立など、地域ぐるみの防災体制強化を図ります。
- ・ 災害発生時における防災FMラジオを使った迅速な広報や救援活動、円滑な物資の輸送、速やかな応急復旧対策などを進めるため、広域的な連携も視野に入れて、市区町村や防災関係機関との相互援助体制の確立に努めます。
- ・ また、新潟中越大震災の伝承と防災学習の拠点施設として整備したおぢや震災ミュージアムそなえ館を活用し、全国に向けた防災情報の発信に努めます。
- ・ 原子力災害に対する備えや防災対策のため、原子力災害対策に係る地域防災計画を策定します。

[防災意識の向上]

- ・ 土砂災害や洪水などに対するハザードマップを作成・配付し、被害予想区域や避難所、避難経路などに関する情報を提供するとともに、各地域における防災マップづくりなどを通じて周知し、防災意識を高めていきます。
- ・ また、学校教育や社会教育の場、広報活動などを通じて、地域住民への継続的な防災意識の高揚と知識の普及、各家庭や事業所における防災用品の確保などを推進します。
- ・ さらに、自主防災組織などと連携し、防災訓練や防災学習会を実施するとともに、中越市民防災安全大学への入校を推奨するなど、防災リーダーの育成を推進します。

[犯罪の起こりにくい地域環境づくり]

- ・ 一人暮らしのお年寄りや昼間に人のいない住宅地を狙った犯罪などの発生を防止するためにも、多世代が一緒に暮らせる地域づくりを目指すとともに、平常時から身近な地域コミュニティの維持・充実に努めます。
- ・ 警察や関係機関と協力しながら防犯パトロールや子ども見守り隊などの地域活動を推進するなど、地域住民が中心となって取り組む安全・安心なまちづくりを推進します。
- ・ 都市環境にあっては、子どもたちの通学路となる道路や公園などにおいて、視界の確保に努めるとともに、街路灯や防犯灯の充実などにより、夜間も安心して歩ける環境づくりに努めます。

④福祉環境整備方針

人口減少社会や超高齢社会に適正に対応し、高齢者や障がい者をはじめとして誰もが安心して暮らすことのできる生活環境の形成に向けて、ふれあい・支えあう総合的な福祉社会づくりを進めます。

[健康福祉の拠点づくり]

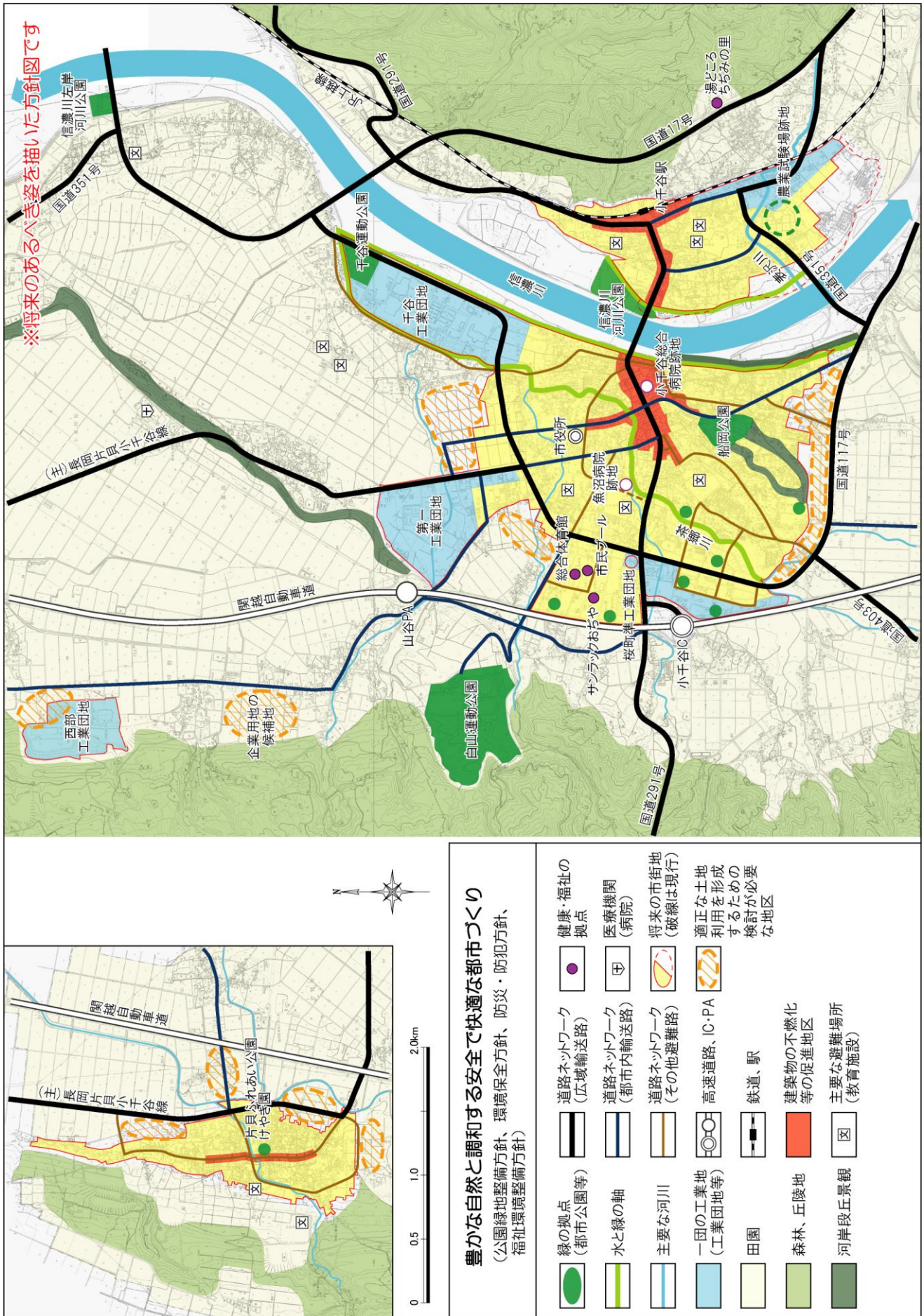
- ・互いにふれあい・支えあう福祉社会づくりの拠点として、総合福祉センター(サンラックおぢや)の活用に努めます。
- ・各地域においては、住み慣れた地域で生活が続けることができるよう、介護サービスやホームヘルプサービスなど生活者への支援を充実するとともに、各種計画に基づいた福祉施策を推進します。

[安心できる生活環境づくり]

- ・高齢者や障がい者などの移動制約者が日常的な生活サービスや行政サービスなどを平等に受けることができるよう、コンパクトな都市を形成し、都市機能の集約化を図るとともに、公共交通サービスの充実やバリアフリー化などを進めます。
- ・少子化対策を進めるため、小千谷市次世代育成支援計画に基づいて子育て支援センターや保育サービスの拡充、ファミリーサポートセンター事業の推進、ひとり親家庭への支援などを実施し、安心して子どもを産み・育てられる社会環境づくりに努めます。
- ・生活習慣病などを予防するため、健康診査や各種検診の実施・充実を図るとともに、スポーツ・レクリエーションや散策、憩い、癒しの空間など、市民の健康増進や子どもの健全な成長に寄与する公園緑地の整備・充実に努めます。

[支えあう福祉社会づくり]

- ・高齢者や障がい者が生きがいをもって暮らせる環境づくりや、市民一人ひとりが助けあう福祉社会づくりに向けて、福祉教育の推進や地域福祉推進体制の強化に努めます。
- ・長年にわたって培われてきた技術や知識を後世に伝えるとともに、誰もが笑顔で暮らせるまちを目指すため、高齢者や障がい者の就労機会の創出に努めます。
- ・高齢者が孤立しないため、多世代交流やデイホーム・いきいきサロン・若返り健康教室等の各種福祉・健康事業を推進します。
- ・高齢者世帯の雪処理作業軽減化のため克雪住宅の普及促進をします。また、冬期間雪による日常生活の不便解消のため、通院や買い物に便利な市街地に高齢者向けの中高層集合住宅の整備を検討します。



3. 市民とともに個性と魅力を創り出す都市づくり

(地区計画等活用方針、まちなみ景観整備方針、協働のまちづくり推進方針)

(1) 基本方針

「小千谷らしさ」を象徴する美しい自然環境や魅力ある都市空間を市民とともに保全・創出することを基本に、地域の自然や歴史・文化を活かした、誇りと愛着のもてる、誰もが住みたくなる都市づくりを、市民や団体などと協働で進めます。

(2) 都市整備の方針

① 地区計画制度等活用方針

美しい自然環境と調和した快適でうるおいのある都市づくり、また、統一感のあるまちなみづくりを進めるため、まちづくりに関するルールを定めながら、良好な都市環境の形成に努めます。

- ・生活の質や暮らしやすさに対する住民の要求が高まっており、快適な都市環境づくりに向けた取り組みが重要となっています。
- ・このため、まちづくりに対する住民の意識高揚を図るとともに、地域まちづくりのルールを住民自らが考え、主体的に取り組んでいけるような環境や仕組みを整えます。
- ・特に、民間開発を含めた新たな住宅地の整備に際しては、地区計画や建築協定・緑地協定などの積極的な活用を図ります。
- ・また、東小千谷土地区画整理事業の廃止に伴い用途地域を除外する地域については、無秩序な開発の抑制や生活環境の向上に向けたまちづくりのあり方・ルールの必要性などについて、地域住民の意識高揚を図りながら検討していきます。

② まちなみ景観整備方針

自然や歴史などの地域資源をまちの魅力向上に活かすため、個性的で美しいまちなみ景観の整備を市民との協働で進めます。

[都市の顔づくり]

- ・中心市街地及びサンプラザ周辺では、商店街や地域住民との連携による賑わいや安らぎの創出、茶郷川を活かした親水・散策空間の創出などと合わせて、都市の顔にふさわしい魅力的で質の高いまちなみ景観の形成を図ります。まちづくりの面から機能面だけでなく、デザインの面からも十分な検討が必要です。
- ・小千谷駅から小千谷ICに至る路線を、花や緑による修景、ベンチや休憩スポットの整備など、楽しみながら歩ける空間づくりを進めます。

[うるおいのある沿道景観づくり]

- ・多くの市民や来訪者が行き交う幹線道路などでは、街路樹の整備や地域住民との協働による沿道の花植えなどを推進し、うるおいや安らぎのある道路景観の創出を図ります。
- ・また、沿道の建築物や屋外広告物の良好なデザインの誘導、敷地緑化の推進などを図り、

統一感のある沿道景観の形成に努めます。

[花や緑で彩られたまちづくり]

- ・ 公共施設の緑化を図るとともに、大規模店舗を含め多くの人が集まり・利用する施設についても、緑化を推進していきます。
- ・ 工業団地や大規模な工場など、周辺環境に与える影響が特に大きいものについても、敷地内の緑化を推進するとともに、特に用途地域外における開発に対しては、より豊富な緑化を促し、田園景観との調和を図ります。
- ・ また、信濃川の河岸段丘を活用し、わがまち特有の自然環境に対する愛着心の醸成を図るとともに、花や緑に親しめる空間作りに努めます。

③協働のまちづくり推進方針

行政主導から市民本位・協働のまちづくりへの発展を目指して、次代のまちづくりを担う人材の育成、多様な主体が能力を発揮できる場や機会の創出などを行い、市民がまちづくりに主体的に参画できる環境づくりに努めます。

[まちづくり活動の拠点づくり]

- ・ 地域が抱える問題を自らが解決する地域力の向上を図るとともに、このことを通じて地域まちづくりのリーダーの育成に努めます。

[市民参画機会の充実]

- ・ 市報やホームページなどを通じて、まちづくりに関する様々な情報の提供を行うとともに、セミナーや講演会、地域づくりのためのワークショップや勉強会などを開催し、市民のまちづくりへの参画を推進します。
- ・ 身近な公園や公共施設などの整備に際しては、市民のニーズを的確に把握するとともに、市民が愛着をもって利用し、また、主体的に維持管理を行うことができるよう、計画段階から市民参画を推進します。

[まちづくり活動への支援]

- ・ 市民がこれまでに取り組んできた花いっぱい運動など、地域の個性や魅力を活かしたまちづくり活動に対する支援を検討し、地域コミュニティの維持や地域活性化の推進に努めます。
- ・ 市民と行政との協働による効果的なまちづくりを推進するため、総合的な市民参画の仕組みづくりの確立を進めます。

